

ふるさと選手制度についての留意事項

令和5年度版

1 ふるさと選手制度とは

- 1) 県外在住の大学生及び社会人が鳥取県代表として県予選会も含め国民体育大会へ参加する場合に、県スポーツ協会・日本スポーツ協会へ登録を行う制度のことです。
- 2) この制度を活用するには、鳥取県内の「小学校、中学校もしくは高等学校」を卒業していることが条件です。(令和3年度より「小学校」追加)
- 3) 鳥取県でふるさと選手登録を行なった場合、他の都道府県でのふるさと選手登録はできません。同様に、他の都道府県でふるさと選手登録を行なった場合、鳥取県でのふるさと選手登録はできません。また、一度登録した「ふるさと」は一生変更できません。
- 4) ふるさと選手制度の活用は、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までになっています。
※ 1回目に登録を行い、毎年連続参加もしくは、参加・不参加を交互に繰り返す場合には、1回目の継続としてカウントします。2大会以上連続して不参加の場合には、1回目の活用が終了します。
- 5) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- 6) 成年種別に参加するJOCエリートアカデミーに係る選手については、「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」によって取り扱うものとする。

2 ふるさと申込様式について

新規・継続にかかわらず、令和2年度より共通様式としました。

3 提出先・問い合わせ

鳥取県ソフトテニス連盟 山口宏志

e-mail tottori.sta.kyoka(以下 @gmail.com)

※ 令和3年度より登録者の押印不要としましたので、電子メールで提出してください。

4 提出・申込期限

鳥取県一次予選会の参加申込締切日と同じ日までに必着。(厳守)